

個人情報保護委員会行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年 月 日

個人情報保護委員会委員長 藤原 静雄

個人情報保護委員会行政文書管理規則の一部を改正する訓令案

個人情報保護委員会行政文書管理規則（平成28年個人情報保護委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後					改正前						
個人情報保護委員会行政文書管理規則					個人情報保護委員会行政文書管理規則						
目次、第1章～第11章（略）					目次、第1章～第11章（略）						
別表第1 行政文書の保存期間基準					別表第1 行政文書の保存期間基準						
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例		
法令の制定又は改廃及びその経緯					法令の制定又は改廃及びその経緯						
1	法律の制定	(1)～(5) (略)	20年	・官報 ・公布裁可書（御署名原本）	1	法律の制定	(1)～(5) (略)	20年	・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）		
	又は改廃及びその経緯	(6)官報公示 その他の公布				官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	又は改廃及びその経緯			(6)官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）
		(7) (略)					(7) (略)				
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5) (略)	20年 (保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）につ	・官報 ・公布裁可書（御署名原本）	2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5) (略)	20年 (保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）につ	・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）		
		(6)官報公示 その他の公布				官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）				(6)官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）

				いては 30年)	
3	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)~(5) (略)			
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(一の項ト)	20年	・官報 ・公布裁可書(御署名原本)
		(7) (略)			
4	内閣府令そ の他の規則 の制定又は 改廃及びそ の経緯	(1)~(3) (略)			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書(一の項 ト)	20年	・官報
		(5) (略)			
5~13 (略)					
その他の事項					
14	告示、訓令 及び通達の 制定又は改 廃及びその 経緯	(1)告示の立 案の検討 その他の 重要な経 緯(1の項 から13の 項までに 掲げるも のを除 く。)	①~④ (略)		
			⑤官報公示に関する文書(二十 の項ハ)	10年	・官報
		(2) (略)			
15~25 (略)					
備考 (略)					

				いては 30年)	
3	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)~(5) (略)			
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(一の項ト)	20年	・官報の写し ・公布裁可書(御署名原本)
		(7) (略)			
4	内閣府令そ の他の規則 の制定又は 改廃及びそ の経緯	(1)~(3) (略)			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書(一の項 ト)	20年	・官報の写し
		(5) (略)			
5~13 (略)					
その他の事項					
14	告示、訓令 及び通達の 制定又は改 廃及びその 経緯	(1)告示の立 案の検討 その他の 重要な経 緯(1の項 から13の 項までに 掲げるも のを除 く。)	①~④ (略)		
			⑤官報公示に関する文書(二十 の項ハ)	10年	・官報の写し
		(2) (略)			
15~25 (略)					
備考 (略)					

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。